

# ノーマライゼーションの実現を目指して

社会福祉学科 学科長 久 田 則 夫

私がノーマライゼーションという言葉に出会ったのは、80年代初頭、大学二年生のときであった。知的障害者のボランティアグループとともに活動していた同級生が「社会福祉の専門用語にノーマライゼーションというものがある。10年ほど前からわが国の障害者福祉領域で使われている重要なキーワードだから覚えていた方がよい」と教えてくれたのである。

社会福祉学を専攻していない私にとって、はじめて耳にするものであったが、何らかの理由で当たり前(normal)の状態から遠く離れた状態に置かれているものを、当たり前のあるべき方向に立ち返らせていくという言葉の響きに心を奪われた。同級生の用語解説だけでは十分に理解できず、朝から晩まで図書館に籠もり、調べることにした。日本語で書かれた文献資料はほとんどなかったため、英語で書かれたものを読み漁った。福祉関連の専門用語についてほとんど知識がなかったため、1つの文献資料を読みこなすのに膨大な時間を要した。

ハードルはきわめて高かったが、忍耐強く取り組んでいると、ノーマライゼーションとはどのような考え方を指すものなのか、どのようなきっかけでこの用語が誕生し社会福祉の基本理念として整理されていったか、そして、この用語のなかに込められた思想が社会にどのようなメッセージを発しているのか、どのような変革を求めているのか、どのような点があるべき姿であり当たり前(normal)のものにしていくことを要求しているかが、少しずつ理解できるようになった。

理解を深めるなかで、社会福祉領域で働きたいという思いが芽生えてきた。この思いを、当時、外国語学部とともに学ぶ同級生に伝えると、皆、困惑した表情を見せた。突然の方向転換を心配し、企業で“当たり前”に働くよう論ずる者もいた。しかしながら、私にとっては、きわめて“当たり前”のノーマルな方向転換であった。外国語学部で学んだ外国語というツールを用いて、ヨーロッパ言語で書かれた文献・資料を涉猟し、ノーマライゼーションの探求に没頭する中で、この用語に秘められた重要なメッセージに気づいた。それは、社会福祉領域のあるべき方向に立ち返らせるためのアクションを起こすというメッセージである。

そのための一歩として、福祉の道に進むことを決意した。知的障害者の入所施設で働き、当時主流であった入所型のサービス提供スタイルをノーマライゼーションが求める利用者本位サービスへと転換するためには、何が必要かを究めたい。最前線における実践経験をふまえた上で、社会福祉の制度、政策、サービスの転換に貢献できる人になりたいという強い思いをもって、実践現場に飛び込んでいったのである。80年代半ばのことであった。

福祉の道を歩み出してから、40年ほどの月日が流れた。現在、わが国の各福祉領域で展開されている社会福祉実践(Social work practice / Social Care practice)は、ノーマライゼーションの思想が端的に反映されたものになっているだろうか。社会福祉の最前線で提供されている各種サービスが、バンク・ニーリエ、バンク・ミケルセン、W・ヴォルフエンスベルガー、ジョン・オブライエンなど、ノーマライゼーションの提唱者たちが唱えたものを具現化するかたちで、提供されているだろうか。福祉サービス利用者一人ひとりの尊厳を最大限尊重される形、そして、最善の利益を守るという考えを反映する

ものとなっているだろうか。エンパワメントやアドボカシー、利用者の自己決定・自己選択権など、権利行使の主体者である利用者一人ひとりの権利が最大限尊重された福祉実践となっているだろうか。

これまで、多くの福祉現場の業務改善に携わってきた経験からいえば、答えはノーである。残念ながら、そのような状態にはまだ至っていない。ノーマライゼーションの提唱者が1960年代後半から70年代にかけて唱えていたノーマライゼーション実現に向けた基本原理や考え方は、わが国の社会福祉制度やサービス実践のなかで、十分に反映されたものとなっているとは言い難い状況にある。ノーマライゼーションが脱却を目指した *Deinstitutionalisation* が着実に推進されているとはいえない。Erving Goffman (E. ゴッフマン) が概念整理をした *Total Institution* の特徴を呈しやすい大規模収容型居住型施設サービスから地域在住型居住サービスへの移行が、施策として強く押し進められているという状況には至っていない。グループホーム制度は導入されたが、ノーマライゼーションが強くその実現を目指した *コミュニティ・ベースト・レジデンシャル・ケア・サービス (community-based residential care service)* への完全移行は未だ実現できていない。

英国では70年代初頭に発表されたホワイトペーパーでノーマライゼーションの思想に基づく施策転換が明確に示された。インスティテューション (*institution*) と呼ばれていた大規模収容型施設を中心としたサービス提供システムから地域在住型福祉サービスへと移行することが高らかに謳われた。その動きは80年代に入って加速化する。地域在住型小規模ホームへの完全移行が本格的に押し進められていったのである。

わが国の場合、完全移行といえるような宣言はまだ発出されていない。施策や制度に関する国の文書には、ノーマライゼーションという言葉はでてくるが、それが完全に反映された施策提言やシステム変更などは、未だ明確に示されているとはいえない。2000年以降の制度改革によって、表面上はノーマライゼーションの思想に根ざした利用者本位サービス・システムへの移行が図られた形になっているものの、細部をみると一部移行に留まっており、完全移行にはいたっていないことが確認できる。

実践現場においても、ノーマライゼーションが一掃を目指した *Institutional Care (Institutional Abuse, mal-practice)* が、完全に払拭されてはいない。安心と安全をもたらす、当たり前 (*normal*) の生活の場(あるいは活動の場)であるはずのサービス提供現場において、利用者本位の対極にある、援助者主導型(あるいは施設主導型)業務スタイルが様々な実践領域において見受けられる状況にある。

社会福祉領域における研究は、これらの実態を明らかにし、どのような形で施策、制度、社会福祉実践を展開していくことが求められるのか、社会に発信していく責任を担っていかなければならない。社会福祉領域におけるすべての研究・教育機関、専門職団体などが、施策立案に関わるポリシーメーカーや現場でサービス提供に携わる実践者などと一致協力して、ノーマライゼーション実現に寄与することが求められている。本学会も、研究誌発刊や研究大会開催などを通して、その一翼を担う組織として、ソーシャルアクションを起こしていくことが期待されているのである。

2024年3月